

業務再点検結果報告

部署名	林野庁森林整備部計画課
部署の業務内容	民有林公共事業の企画、森林計画制度、山村振興・森林総合利用、海外林業協力、森林土木工事の設計基準の作成等に関すること

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	課内会議等を通じて、丁寧・誠実・親切的な対応について職員への周知徹底を図っている。また、来庁者アンケートを実施することにより、外部者の評価を把握した。今後とも、適切な対応を心がけるよう、職員への定期的な指導を行っていく。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情、要請、内部告発等があった場合の対応マニュアルを作成し、担当職員段階で処理することなく、速やかに、課長まで報告することとしている。また、報告があった際は、課長、室長から、担当職員に対し、対応方法について指示を行い、適切な対応が行われる体制を取っている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	毎年度開催している都道府県職員を対象としたブロック会議等において、所管する事業や制度について新規案件を中心に概要説明を行うとともに、森林所有者等への施策の浸透具合などについても聴取している。また、課長名の解説版を作成し、各都道府県に送付している。今後とも、都道府県を通じた説明を適切に実施するとともに、HP等を通じた発信についても強化することとする。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	当課の業務内容は、民有林公共事業の企画、森林計画制度、山村振興・森林総合利用、海外林業協力、森林土木工事の設計基準の作成等に関することであり、直接、業の振興に関するものはない。また、民間団体に対する補助・委託事業については、企画競争をはじめとした公募方式により、公平かつ中立的な執行を図っている。
		部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。		○		
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	当課の業務内容は、民有林公共事業の企画、森林計画制度、山村振興・森林総合利用、海外林業協力、森林土木工事の設計基準の作成等に関するものであり、直接、食の安全に関連する事項はない。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。		
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。		
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。		
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。		
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）		
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。		
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。		
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。		
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。				
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	× (ない)	当課の業務内容は、民有林公共事業の企画、森林計画制度、山村振興・森林総合利用、海外林業協力、森林土木工事の設計基準の作成等に関するものであり、直接、食の安全に関連する事項はない。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	意識改革は常に行って行かなければならないし、国民を安心に導くためには常に緊張感を維持し国民のベクトルを確認する必要がある。	/	業務改善を一時的なものとして受け止めないよう、不断に業務の内容を見直す意識を持つよう職員への指導を行う。
	「国民全体」への奉仕が公務員の存在理由であるのは自明ですが、国民(消費者、生活者でもいですが)内部の価値観そのものが分化・多様化・複雑化している中で、一枚岩の「国民」といったカテゴリーを自明視し続けるべきなのではないでしょうか？	/	国民の意識は多様化・高度化するとの認識を持ち、国民のニーズを的確に把握することに注意するよう職員への指導を行う。
		/	